

春の火災予防運動 防火は日ごろの備えから

春の火災予防運動が四月一日から七日までの一週間、県下一斉に実施されます。

毎年、全国ではこの時季に多くの住宅が火災にあつてしまったり、不幸にも家族を亡くしたり、わが家を焼失してしまつた人は、口をそろえてこう言っています。

「まさか、うちが火事になるなんて……」「まさか、



家族を失うなんて」でも、火災に「まさか」はないのです。日ごろから火災の怖さを十分に知って、できるだけの防火対策を考え、実行しておくことが、万一の出来事に備える最善の方法です。

家族一人ひとりが、「寝タバコは絶対にしない」「寝る前にもう一度、火の元を確認する」といった防火の基本を実行するとともに、いざというときにために消火器や火災警報器を備えておきましょう。

もし、火災が起こつたら、真つ先に危険にさらされる

のは、幼い子どもたちであり、お年寄りであることも忘れずに……。

一般家庭の防火診断を実施します

消防本部では、毎年春・秋の火災予防運動に合わせて、市内のいくつかの町内で一般家庭の防火診断を行い、火災の予防に努めています。今回の防火診断の日程は、次のとおりです。当日は、できるだけ成人の方が在宅くださるようお願いいたします。

□とき、ところ

- ・4月4日(土)の午前9時～正午：朝日(1組)13組、26組、29組
- ・4月5日(日)の午前9時～正午：朝日(14組)25組、27組、28組

危険物取扱者・消防設備士 免状の書き換えはお早めに

平成元年4月1日から、危険物取扱者と消防設備士の免状の写真については、撮影日から10年を経過した場合、写真を書き換えなくてはならないことになりました。

ただし、昭和57年3月31日以前に交付された免状は、10年以上経過していても、平成4年3月31日にまでに写真を書き換えればよいことになっています。書き換えをしていない人は、早めに手続きをしてください。手続きなどのくわしいことは、消防本部予防係(☎22-0175)へ。

石油燃焼機器整備士講習会

石油燃焼機器などの点検および整備は、必要な知識と技能を有する石油燃焼機器整備士が行わなければならないと、市条例で定められています。この整備士を養成する講座が開かれます。

□一般講習

- ・4月13日(月)～14日(火)：新発田市
- ・4月16日(木)～17日(金)：三条市

□上級講習

- ・4月10日(金)：新潟市
- ・4月15日(水)：三条市

くわしくは、消防本部予防係(☎22-0175)へ。

ご利用ください

福祉タクシーに助成券

市では、心身障害者が利用するタクシー料金の一部を負担する助成券を申請により交付しています。すでに交付を受けている方も、新たに申請をしてください。

▷対象

- ・身体障害者手帳の交付を受けている1・2級、および3級の一部の身体障害者
- ・県知事発行の療育手帳「A」の交付を受けている人

▷助成内容

- ・助成券は、1年度につき12枚交付
- ・タクシー乗車運賃のうち、小型タクシー初乗り運賃(現行520円)を助成

▷利用できるタクシー

- ・新津ハイヤー配車センター(☎22-2121)
- ・フラワー観光(有)タクシー(☎22-8111)

▷申請先・問い合わせ

市社会福祉事務所福祉係(☎24-2111内線232)へ。

紙おむつを支給します

市では、在宅で寝たきりなどのお年寄りが清潔で心地よい生活を過ごせるよう、また、介護者の負担を少しでも軽減するため、紙おむつの支給を行っています。

なお、すでに支給を受けている方も、平成4年度の申請手続きをしてください。

▷対象…在宅で常時おむつを必要とする状態にある、おおむね65歳以上の人など

▷支給枚数…紙おむつ(平型)1か月60枚

▷利用者の費用負担額

利用 者	費 用
生活保護世帯または生計中心者が前年所得税非課税の世帯	無 料
生計中心者が前年所得税課税の世帯	半額負担

▷申請先…市社会福祉事務所福祉係(☎24-2111内線231)へ。

ス ポ ー ツ

4月のスポーツ教室

□とき…14日(火)、28日(火)の午前10時～正午

□ところ…市民会館大ホール

□内容…バドミントン、卓球、体操、バレエボール

なお、十四日は、開講式があります。

剣 道 教 室

□練習日…毎週火曜日と金曜日の午後7時～8時

□ところ…市民武道館

□参加資格…一般市民で小学3年生以上の人

□会費…1か月1000円(入会金1000円)

□問い合わせ…4月10日(金)までに沢田さん(☎22-6662)へ。

硬式テニス教室

□とき…4月16日(木)から毎週火曜日と木曜日の午前10時～正午(7月上旬までに20回を予定)

□対象…一般市民(成人)の初心者および中級者

□定員…初級、中級を合わせて30名(先着順)

□参加費…3000円(傷害保険料、ボール代など)

□講師…渡辺幸夫さん

□申込み…3月27日(金)までに参加費を添えて社会体育係(☎22-0916)へ。

保険料の免除制度

支払いが可能になったら
追納したほうがお得です

国民年金

国民年金には、生活保護を受けている方や、保険料を納めることが著しく困難であると認められる方などに対し、保険料の納付を免除する制度があります。

しかし、老齢基礎年金を受け取るときに、免除された期間は、保険料を納めた場合の三分の一として計算されます。そのため、十年前の分までに限り、さかのぼって保険料を納め、不利な部分の穴埋めをすることができ、これを保険料の「追納」といい、次のように納めることとなります。

①追納は、先に経過している免除分から順に行います。

②昭和六十一年三月以前の免除期間については、当時の保険料額で納められます。

③昭和六十一年四月以降の免除期間については、当時の保険料額に、左の表の乗率をかけて算出した額を加算して納めます。

国民年金を追納した場合の加算金の乗率

免除を受けた月の属する年度	乗 率
前3年度	0.055
前4年度	0.113
前5年度	0.174
前6年度	0.239
前7年度	0.307
前8年度	0.379
前9年度	0.455
前10年度	0.535

なお、老齢基礎年金の受給権者は、追納をすることはできません。

くわしいことは、市民課国民年金係(☎24-2111内線116)へ。

国民年金保険料が月9700円に改定

国民年金の定額保険料が、四月分から一か月九千七百円になります。

国民年金を支払うための費用は、加入者の皆さんが納めた保険料と国の負担によつて、まかなわれています。高齢化社会が一層進む中で、長期的に安定した年金制度を維持していくためには、年金額とその財源である保険料のバランスを保つていかなければなりません。加入者の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

なお、付加保険料は、これまでと同じく一か月四百円です。

お買物、ご用命は市内で

住まいのガードマン
電話(0250) 24-2287
(南)山中工務店
五十嵐便利屋サービス
新津市滝谷町19-3

●便所の改造
●雨漏り修理
●カワラの吹付
●風呂場の改造
(ユニットバスに入れ替え)

花に託して心を贈る
国内どこにでもお届けします
祝・葬祭用盛籠、花束、アレンジメント
いけばな材料 一般
小 林 生 花 店
新町1丁目 TEL 22-1080
22-5707

春 彼岸です

お供えにうれしいフルーツ
盛り合わせいろいろ取り揃えました。

フルーツ & ギフト やまいし 本町2(新光商店街)
TEL 23-0397



ニキビ・シミ・肌アレでお悩みの方に

フコフイル新津美顔教室

ご相談、ご指導は無料です。

〒956 新津市本町3丁目3053-17
TEL 22-2011
◆営業時間 AM12:00～PM7:00 ◆休日 月曜・祭日
※新津商工会議所となり

●顔工金無料
●お肌ケアメニュー
●2000円以上
お買物